

座間市立南中学校 学校いじめ防止基本方針



平成31年4月1日

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめ対策の理念・いじめに対する基本的な認識と取組

<いじめの定義>

いじめは、児童・生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめ対策の理念>

いじめを絶対的な悪として、あってはならないものとして捉えて根絶しようとするのではなく、本質的には（動物の本能的には）ありうるものだが、それを自ら制御することのできる「豊かな心」をいかに育てるかが重要となる。

人間としての尊厳が守られるよう、安心できる場を確保し、心を打ち明けて相談できる相手を用意し、解消まで安全を保障することが大切である。

<いじめに対する基本的な認識と取組>

いじめは、いじめを受けた子供の人権を著しく侵害し、心身に深刻な影響を及ぼすとともに、人間としての尊厳を損なう絶対に許されない行為であるという認識を社会全体で共有する。（認識）

学校はすべての生徒が安心して学習その他の活動ができるよう、教育活動全般を通していじめの防止策等に取り組む。併せて子供に向け、自分はもちろん他人の「いのち」を大切にすることを育むことで、決していじめを行わず、見過ごさない態度を養う教育活動の充実に取り組む。（取組）

(2) いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携する。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定について（法第13条関係）

いじめ防止対策推進法第13条により、すべての学校に対して国のいじめ防止対策基本方針又は県や市町村のいじめ防止基本方針を参考として、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開するとともに、生徒や保護者、地域の方々の共通認識を図り、連携してその防止等の取組に当たる。

(2) いじめの未然防止のための措置 (法第 15 条関係)

日頃の教育活動

- ・日頃の授業や行事等特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や充実感を得られる学校生活を推進する。
- ・全職員がいじめは決して許されないという共通認識に立ち、いじめの態様や特質等について校内研究や職員研修等で全職員が共通認識を図る。
- ・生徒と温かい信頼関係を作り上げるために、日頃から生徒と関る時間を多くし、生徒の心に寄り添うことを心がける。

SNS(インターネット)

- ・スマートフォン、携帯電話等インターネット上のいじめを防止するために、学級活動や授業、さらに講演会等の場面を通じて、情報モラル教育を推進する。また、保護者に対しても SNS によるトラブルの防止を働きかける。

(3) いじめの早期発見のための措置 (法第 16 条関係)

「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識に立ち、日頃から生徒の行動や様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築に努める。

- ① 教育相談を通して、アンケートを実施する。(教育相談週間 6 月、10 月実施)
- ② SC (スクールカウンセラー)、SSW (スクールソーシャルワーカー) の活用。
- ③ 毎週定期的に行われている生徒指導部会、生徒支援部会での情報交換。

(4) いじめの解消のための措置 (いじめに対する措置 法第 23 条関係)

- ・事実確認するとともに、いじめられている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめられている生徒を最後まで守り通すという姿勢を示すとともに、できる限り不安を取り除き、心身の安全を保障する。
- ・家庭訪問等で保護者に事実関係を正確に説明する。
- ・いじめを受けた生徒が学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連携を取りながら解決に向かって取り組む。
- ・解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ・いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、自らの行為の責任を自覚させるように適切かつ毅然と指導する。
- ・いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・生徒の生命、身体の又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに座間警察署に連絡し、適切に援助を求める。

(5) 家庭・関係機関・地域との連携 (法第17条関係)

学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう保護者と密に連絡をとり、いじめの未然防止、早期発見に努める。また、いじめが犯罪行為と認められたときは、所轄警察署と連携し対処する。さらに、地域で子供を見守る人の輪を広げるため、職場体験やボランティア活動等体験活動や地域の行事等を通して、地域の人々とふれあう機会を充実するよう努める。

3 重大事態への対処 (法第28条関係)

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通して、市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

「いじめ調査委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、教育相談コーディネーター、養護教諭他

※ 構成委員については、専門的知識及び経験を有する者等第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

4 南中学校いじめ防止対策組織 (法第22条関係)

No.	関係団体等	役職等
1	南中学区青少年健全育成連絡協議会	会長
2		指導員
3		自治会長
4		学区小学校校長・教頭・PTA
5	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
6		主任児童委員
7		民生委員
8	警察・法務局	少年補導員
9		保護司
10	家庭・PTA	PTA 本部役員
11	学校	校長・教頭・生徒指導担当・教育相談CO